

○立命館アジア太平洋大学奨学金規程

1999年12月10日

規程第416号

(目的)

第1条 この規程は、学業成績および自主的諸活動などで優秀な成績を修めた者を励まし、援助すること、ならびに修学の熱意があるにもかかわらず経済上の理由により修学がきわめて困難な者に対し、奨学金を給付することにより、経済的支援を行うことを目的とする。

(資格)

第2条 奨学金を受けることができる者は、本学の学生とする。

(定義)

第3条 この規程において、国際学生とは、「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年10月4日、政令第319号。以下、「入管法」という。）に定める「留学」の在留資格を有する者、または取得見込みの者をいう。それ以外の学生を国内学生という。

(種類)

第4条 奨学金は次の各号に定める種類とする。

- (1) 国費国際学生奨学金
- (2) 国際学生特別奨学金
- (3) 国内学生学習奨励金
- (4) スポーツ振興奨学金
- (5) 優秀学生奨励金
- (6) 自主活動奨励金
- (7) 緊急授業料支援金
- (8) 学内推薦入学者奨学金
- (9) 大学院特別奨学金

(国費国際学生奨学金)

第5条 国費国際学生奨学金は、文部科学省から国費外国人留学生制度の適用を受ける学部国際学生及び大学院国際学生を対象とし、これを励まし、援助することを目的とする。

- 2 国費国際学生奨学金は、授業料の100%相当額とし、毎年度定める予算の範囲内で執行する。
- 3 給付は、セメスター期を単位とし、最短修業年限まで継続することができる。
- 4 給付の継続は、直前のセメスター期の学業成績をもとに審査を行う。

(国際学生特別奨学金)

第5条の2 国際学生特別奨学金は、優秀な学業成績または顕著な自主活動の業績を有する私費の学部国際学生を対象とし、これを励まし、援助することを目的とする。

- 2 国際学生特別奨学金は、年間100万円とし、毎年度定める予算の範囲内で執行する。
- 3 給付は、セメスター期を単位とし、最短修業年限まで継続することができる。
- 4 給付の継続は、直前のセメスター期の学業成績をもとに審査を行う。

(国内学生学習奨励金)

第6条 国内学生学習奨励金の募集は、国内学生のうち、学力優秀かつ学習意欲の旺盛な学部新生を対象とし、入学後、学習の模範となる者を奨励し、援助することを目的とする。

- 2 国内学生学習奨励金は、授業料の30%相当額を上限として減免することとし、毎年度定める予算の範囲内で執行する。
- 3 国内学生学習奨励金は、セメスター期を単位とし、最短修業年限まで継続することができる。
- 4 国内学生学習奨励金の継続は、直前のセメスター期の学業成績をもとに審査を行う。

(スポーツ振興奨学金)

第7条 スポーツ振興奨学金は、国内学生のうち、顕著な競技力を有する学部新生、および在学中に顕著な競技成績を収めた学部学生を対象とし、本学のスポーツの振興に資する者を奨励し、援助することを目的とする。

- 2 奨学金は、年額50万円を上限とする一括給付とし、毎年度定める予算の範囲内で執行する。
- 3 給付は、1年間を単位とするが、前年度の学業成績およびスポーツ活動で優秀な結果を修めた者は継続して採用し、最短修業年限まで給付することができる。

(優秀学生奨励金)

第8条 優秀学生奨励金は、学部学生を対象とし、学部、入学年度、入学セメスター期を単位とした対象者の中から、当該セメスター期の学業成績が、特段に優秀な者を奨励することを目的とする。

- 2 奨励金は、最優秀の者に対する一括給付とし、10万円を上限として毎年度定める予算の範囲で執行する。

(自主活動奨励金)

第9条 自主活動奨励金は、自主的諸活動において顕著な成果を修めた個人または団体を対象とし、これを奨励することを目的とする。

2 奨励金は、年額10万円を上限とする一括給付とし、毎年度定める予算の範囲内で執行する。

第10条 削除

(緊急授業料支援金)

第11条 緊急授業料支援金は、非常災害被災などにより、修学が著しく困難になった者を対象とし、学業の継続および修学の機会を保障することを目的とする。ただし、立命館アジア太平洋大学国際学生授業料減免規程第4条による減免100を適用されている者は対象としない。

2 支援金は、年額25万円を上限とし、該当する授業料を減免することとし、毎年度定める予算の範囲内で執行する。

(学内推薦入学者奨学金)

第12条 学内推薦入学者奨学金は、立命館附属高校から学内推薦によって学部に入学者で、経済的に困難な状況にある者を対象とし、経済的に援助することを目的とする。

2 奨学金は、年額50万円を上限とする一括給付とし、毎年度定める予算の範囲内で執行する。

3 給付は、1年間を単位とするが、前年度の経済状況および学業成績をもとに継続して採用し、最短修業年限まで給付することができる。

第12条の2 削除

(大学院特別奨学金)

第12条の3 大学院特別奨学金は、優秀な学業成績を有する私費の大学院国際学生を対象とし、これを励まし、援助することを目的とする。

2 大学院特別奨学金は、次の各号に定める種類とし、毎年度定める予算の範囲内で執行する。

(1) 大学院特別奨学金Aは、年間100万円とする

(2) 大学院特別奨学金Bは、年間50万円とする

3 給付は、セメスター期を単位とし、博士前期課程及び修士課程は2年の修業年限、博士後期課程は3年の修業年限まで継続することができる。

4 給付の継続は、直前のセメスター期の学業成績をもとに審査を行う。

(運用)

第13条 前各条に定める奨学金については、給付するに相当としない事実があると認められたときは、これを取り消すことができる。

2 奨学金の出願、選考、人数、期間、継続審査、届出の義務、返還等の取り扱いについては別に定める。

第14条 削除

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、学生委員会および大学評議会の議を経て、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2000年4月1日から施行し、2000年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、2001年10月24日から執行する。

附 則（2月26日大学院奨学金等の創設に伴う一部改正）

この規程は、2003年4月1日から施行し、2003年度入学者および在学者より適用する。

附 則（2004年4月14日表現の修正にともなう一部改正）

この規程は、2004年4月14日から施行する。

附 則（2006年2月22日奨学金対象者の変更に伴う一部改正）

この規程は、2006年2月22日から施行し、2005年度入学生および在學生より適用する。

附 則（2006年10月4日2007年度以降の国際学生奨学金新制度制定に伴う一部改正）

この規程は、2006年10月4日から施行し、2007年度入学者から適用する。2006年度以前の入学者には、改正前の規程を適用する。

附 則（2006年12月20日レジデント・アシスタント奨学金金額の変更に伴う一部改正）

この規程は、2007年3月1日から施行する。

附 則（2007年12月19日2008年度以降の国内学生用特別奨学金制度改定に伴う一部改正）

この規程は、2007年12月19日から施行し、2008年度入学者から適用する。2007年度以前の入学者には、改正前の規程を適用する。

附 則（2009年4月22日事務分掌の規定方法の変更に伴う一部改正）

この規程は、2009年4月22日から施行する。

附 則（2018年2月14日レジデント・アシスタント奨学金の廃止に伴う一部改正）

1 この規程は、2019年4月1日から施行する。

2 前項にかかわらず、2019年3月31日までにレジデント・アシスタント奨学金を受給し

た者については、なお従前の例による。